

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
【告示】 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 土地改良事業の施行認可 ○ 土地改良区の解散 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公告】 ○ 岡山県自然環境保全審議会からの答申		健康推進課 " 耕地課 " 道路整備課 " 自然環境課		担当課（室）	

◎岡山県告示第四百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年十月十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

メデイライズ薬局倉敷店

倉敷市石見町四―六 フイロソフィアビル一階

令和六年十月一日

フイロソフィア訪問看護ステーション倉敷

倉敷市石見町四番六号

令和六年十月一日

かわかみこどもクリニック

倉敷市新倉敷駅前五丁目一六番地一

令和六年九月一日

（有）大手町薬局メデイカルスワミ

赤磐市河本一一四―一

令和六年九月二日

◎岡山県告示第四百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年十月十八日

指定を辞退した医療機関

名称

かわかみこどもクリニック

所在地

倉敷市新倉敷駅前五丁目一六番地一

岡山県知事 伊原 隆 太

辞退年月日

令和六年八月三十一日

◎岡山県告示第四百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和六年十月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

足守土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

鍛冶屋

道ノ下

工 種

非補助土地改良（かんがい排水）事業

〃

三 認可年月日

令和六年十月八日

◎岡山県告示第四百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。

令和六年十月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 土地改良区の名称
瓜生原土地改良区
- 二 土地改良区の所在地
津山市瓜生原一七五―一
- 三 解散年月日
令和六年十月十日

◎岡山県告示第四百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須山中帯江線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市亀山字八割六二四番四地先から 倉敷市亀山字八割六三〇番一〇地先まで	新	七・一〇 二一・〇	一一五・五
倉敷市亀山字八割六二四番四地先から 倉敷市亀山字八割六三〇番一〇地先まで	旧	七・〇 七・二	八六・〇

◎岡山県告示第四百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

県道		道路の種類	供用開始年月日
新見日南線	加須山中帯江線	路線名	
新見市足立字一クホ田四〇九二番六地先から新見市足立字ワクグリ四〇八七番一二地先まで	倉敷市亀山字八割六三五番一、六三六番地先から倉敷市亀山字八割六二八番二地先まで	区間	
令和六年十月十八日			

〔五四一〕岡山県自然環境保全審議会から次のとおり答申があった。
令和6年10月18日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 諮問年月日

令和6年9月9日

二 答申を受けた年月日

令和6年10月1日

三 諮問及び答申の事項

高梁川上流県立自然公園に係る公園事業区域の変更について

四 その他

諮問及びその答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室及び岡山県備中県民局において閲覧することができる。